

第1 評価の対象とした政策等

1 評価の対象とした政策

本政策評価においては、幹線道路と比べ、道路交通に係る人身事故（以下「人身事故」という。）件数の減少幅が小さくなっている生活道路における交通安全対策に関する政策として、次の法律及び計画に基づいて関係行政機関が実施している各種施策を評価の対象とした。

- 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- 「交通安全基本計画」（令和 3 年 3 月 29 日中央交通安全対策会議決定。以下「第 11 次計画」という。）

「生活道路」については、法令上明確な定義はなく、関係機関においても具体的な基準等はみられず、例えば、「交通規制基準」（令和 6 年 7 月 26 日付け警察庁丙規発第 20 号警察庁交通局長通達別添）では「一般の道路のうち、主として地域住民の日常生活に利用される道路」といった抽象的な表現になっているほか、市区町村においても、生活道路の範囲に係る考え方は様々であった。

このため、本政策評価では、調査開始前に実施した市区町村に対する情報収集の結果や交通事故（以下「事故」という。）の発生状況等を踏まえて、生活道路における事故件数については、次に該当する市区町村道で発生した事故を集計することとした。

- ・ 車道幅員が 5.5m 未満の単路
- ・ 車道幅員が 5.5m 以上 9.0m 未満で、中央線等が無い単路
- ・ 車道幅員が 5.5m 未満の道路同士の交差点
- ・ 車道幅員が 5.5m 未満の道路とそれ以上の車道幅員の道路との交差点
- ・ 車道幅員が 5.5m 以上 13.0m 未満の道路同士の信号機の無い交差点

また、評価の対象とする関係行政機関における各種取組については、当該機関が生活道路における取組であると判断したものとした。

2 評価を担当した部局及び実施した時期

総務省行政評価局 評価監視官（法務、外務、経済産業等担当）

令和 6 年 2 月から 7 年 6 月まで

ただし、管区行政評価局等による調査（以下「実地調査」という。）に先駆け、令和 5 年 12 月に、実地調査における関連調査等対象機関の選定資料や基礎資料として活用することを目的として、表 1 の 454 市区町村に対し、事故の把握方法等の基礎的な情報の収集を行う「生活道路における交通安全対策に関する基礎調査」を書面で実施した。

また、実地調査の過程で、基礎的な情報を補足して収集する必要性が生じたことから、令和 6 年 11 月に、同じ 454 市区町村を対象に 2 回目の「生活道

路における交通安全対策に関する基礎調査（補足確認）」（以下、1回目基礎調査及び2回目基礎調査をまとめて「基礎調査」という。）を実施し、当該調査結果を踏まえ、実地調査対象を追加した。

3 評価の観点

生活道路における現場の交通安全対策は、主に、道路管理者や交通管理者（都道府県警察）により実施されているが、本政策評価では、生活道路における人身事故の7割程度が発生している市区町村道において、その道路管理者である市区町村が行う交通安全施設及び法定外表示（以下「施設」という。）の整備に係る取組を主たる評価対象とした。

市区町村ごとの取組の違いが生活道路における人身事故件数の増減とどのように関係しているかを分析・評価することにより、更なる事故減少に向けて、市区町村がどのように取り組むことが効果的・効率的であるかについて検討した。

4 政策効果の把握の手法

(1) 実地調査等の実施

関係府省庁、都道府県公安委員会（都道府県警察）、市区町村、関係事業者等を対象に、書面や実地による調査を行い、生活道路における施設の整備に係る取組状況、関係行政機関の連携状況等について把握した。

(2) 既存の統計資料の活用

生活道路における人身事故の件数や発生箇所・内容等の把握・分析に当たっては、警察庁が公開している令和元年から4年までの交通事故統計情報のオープンデータ（以下「OD」という。）を活用した。

なお、ODは、人身事故を対象としたもので、物損事故は対象外である。

【出典：警察庁ウェブサイト】

(https://www.npa.go.jp/publications/statistics/koutsuu/opendata/index_opendata.html)

5 調査対象機関等

(1) 調査対象機関

内閣府、国家公安委員会（警察庁）、文部科学省、国土交通省（8 地方整備局及び北海道開発局を含む。）

(2) 関連調査等対象機関

表1 参照

表1 本政策評価における関連調査等対象機関及びその選定方法等

	関連調査等対象機関	関連調査等対象機関の選定方法等
基礎調査	454 市区町村	○ 令和元年に生活道路で発生した人身事故件数が多い市区町村を選定（全国の人身事故の総件数の9割に達するまで抽出） ○ 令和5年12月（回答数：408 市区町村）と6年11月（回答数：413 市区町村）に調査（書面調査）
	123 市区町村	○ 基礎調査対象とした454 市区町村の中から、地域バランスや特徴的な取組の実施状況を考慮して選定（1回目基礎調査から120 市区町村、2回目基礎調査から2 市区町村を選定） ○ 基礎調査対象以外にも1 市区町村を選定
実地調査	107 市区町村教育委員会	実地調査対象市区町村の中から選定
	46 都道府県公安委員会（都道府県警察）	○ 沖縄県公安委員会（沖縄県警察）以外の都道府県公安委員会（都道府県警察）を選定 ○ 都道府県警察本部については、46 本部全てを選定（書面調査） ○ 警察署については、実地調査対象とした市区町村を管轄する警察署の中から人身事故件数を考慮し、原則各1 警察署（計120 警察署）を選定（書面調査）
	3 都道府県	特徴的な取組を行っている都道府県を選定
	関係事業者	自動車等の民間プローブ情報を交通安全に活用している事業者を選定

6 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

本政策評価の企画立案及び取りまとめに当たって、次のとおり、政策評価審議会の審議に付し、本政策評価の全般に係る意見等を得た。

- ① 令和5年12月13日 政策評価計画
- ② 令和6年12月24日 調査の状況（政策評価の方向性）

なお、上記審議会の議事録等は、総務省ウェブサイトで公開している。

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyokashingikai_n/kai gi.html#/)

7 政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

当省が実施した調査の結果のほか、主として次の資料を使用した。

- ① 第10次交通安全基本計画に関する評価書（内閣府）
- ② 地域の課題解決に資する交通安全計画推進に関する調査報告書（内閣府）
- ③ 交通事故統計情報（警察庁）

- ④ 社会資本整備審議会道路分科会（基本政策部会）資料（国土交通省）
- ⑤ 安全で快適な自転車等利用環境の向上に関する委員会検討資料（国土交通省、警察庁）
- ⑥ 生活道路の交通安全対策ポータル（国土交通省）